

〈更新申請手続きの留意点〉

日本歯科理工学会
称号認定審査委員会

* 称号認定資格の更新に必要な条件は以下の通りです。

1. 更新時からさかのぼって5年間本会会員であること。
2. 学術講演会および学会の認めるセミナー等に5回以上参加していること

* 更新の対象となる学術講演会およびセミナー等

- ① 日本歯科理工学会学術講演会
- ② 日本歯科理工学会地方会セミナー
- ③ **Dental Materials Adviser / Senior Adviser** 特別セミナー
- ④ 関連学会（日本歯科保存学会、日本補綴歯科学会、日本接着歯学会等）
の学術大会やセミナー

* 過去5年間に出席した学術講演会・セミナー名を、更新書類に自己申告で記載する。
(学会参加証、当日会費領収証等の添付は必要としません)。

* 更新に必要な5回の出席のうち、上記①から③のいずれかへの参加1回以上を含む
ことを条件とする。

* 申請書類への記載方法は以下の通りです。

1. 称号認定資格更新申請書類

称号認定資格更新申請書類は、**Dental Materials Adviser**、**Dental Materials Senior Adviser** ともに同じ書式（様式1、2、3）となっております。

2. 様式1への記入について

- 1) 申請者氏名欄には氏名、ふりがなをご記入のうえ、ご捺印下さい。
- 2) **Dental Materials Adviser**、**Dental Materials Senior Adviser** それぞれの更新該当欄に○印をお付け下さい。

* 更新時に専門分野の変更・追加を希望される場合には、別紙「専門分野選択基準」を参照のうえ、希望される専門分野該当欄に○印をお付け下さい。

- 3) 書類の最下欄に更新申請年月日をご記入下さい。

3. 様式2への記入について

- 1) **Adviser**、**Senior Adviser** の登録番号と取得年月日を記入し、履歴書欄に氏名、ふりがな、現在の所属機関情報をご記入のうえ、ご捺印下さい。

4. 様式3への記入について

- 1) 書類の最上欄に氏名をご記入下さい(捺印は不要)。
- 2) 称号認定資格取得後または前回更新後の学術講演会・セミナー参加歴を記載して下さい。

参加を証明する書類(参加章, 領収証等)の提出は不要です(自己申告で記載)。

*更新に必要な5回の出席のうち、様式3の①~③のいずれかへの参加1回以上を含むことを条件とします。

5. 更新申請料について

- 1) 更新申請料は、Dental Materials Adviser, Dental Materials Senior Adviser とともに 10,000 円となります。登録料は不要です。
- 2) Dental Materials Senior Adviser の異なる分野における重複更新は、1件につき 3,000 円となります。

例) Dental Materials Adviser をお持ちの方は 10,000 円です。

Dental Materials Senior Adviser (審美歯科器材) をお持ちの方は 10,000 円です。

Dental Materials Senior Adviser (審美歯科器材, 診療用器材) をお持ちの方は 10,000 円+3,000 円で 13,000 円です。

Dental Materials Adviser と Dental Materials Senior Adviser (審美歯科器材) をお持ちの方は 10,000 円+10,000 円で 20,000 円です。

Dental Materials Adviser と Dental Materials Senior Adviser (審美歯科器材, 診療用器材) をお持ちの方は 10,000 円+10,000 円+3,000 円で 23,000 円です。

*同封の郵便振替口座にご送金のうえ、払込金受領証のコピーを申請書類とともにご提出下さい。

*称号認定申請料送金先(郵便振替によること)

口座番号: 00100-6-591858

加入者名: 日本歯科理工学会称号認定審査委員会